

○5番（櫻井 実君） 皆さん、おはようございます。議席5番、櫻井実です。傍聴者の皆様には、本日早朝より議会に足を運んでいただき、まことにありがとうございます。議長の許しを得ましたので、北朝鮮のミサイル対策について、災害時における避難行動要支援対策について、避難所等におけるお湯等の確保についての3項目についてお伺いをいたします。執行部につきましては、誠意ある答弁をお願いいたします。

初めに、犠牲者30名を出した東北北部豪雨災害から2カ月がたち、境町が被災した関東・東北豪雨から2年がたとうとしております。亡くなられた方にお悔やみ申し上げますとともに、被災された方にお見舞い申し上げます。

また、一昨年の町政報告の中で、本町の豪雨対策としての検証と町民の避難行動を考えた実践的な行動の策定をするため、さまざまな取り組みをされていることが報告されました。こうしたことは、町民の方に安心を与え、大変心強く感じました。

さて、6月に行われました境町議会議員選挙におきまして、ご支援をいただきまして、こうして再度議会の場に立たせていただくことができました。そして、新たな議員12名が決まり、活発な議論ができる議会になるよう努力してまいりたいと思います。

さて、皆さん、質問に入りますが、ご承知のように8月29日早朝、北朝鮮は弾道ミサイル1発を発射させ、北海道襟裳岬上空を通過させ、太平洋に落下させました。国民保護法に基づいて、ミサイル発射の脅威に対して、12道県が対象となり、全国瞬時警報システムJアラートが作動し、本町でも防災行政無線から警報が放送されました。初めて発せられたミサイル発射の警報に対して、Jアラートが作動しなかった自治体が24市町村もあり、また多くの方々がどこに避難すればいいのだろうかと不安を抱いたことと思います。

また、北朝鮮は先日水爆の実験を強行し、現在さらにミサイルを発射される兆候があると懸念されております。国連も制裁措置を強化、検討するなど、朝鮮半島の情勢は緊迫していると言えると思います。ミサイルが日本に飛んでこないようにするには、外交を含め国の責務です。スイスのように核シェルターをつくって住民を守ることが義務化されているわけではありません。

そこで、第1項目は、どのような種類のミサイルがどこに落ちるかわからない現状で、短い退避時間の中でJアラートが作動した場合、本町はどのような対策をとって町民の安全を守ろうとしているのかお伺いいたします。

続いて、2項めの避難行動支援者対策についてお伺いいたします。阪神大震災では、亡くなられた方の約半数、東日本大震災では66%が60歳以上の方でございました。障害者の死亡率は、被災者平均の2倍と高く、その対策として災害対策基本法が平成26年に改正され、市町村による要支援者等などの避難行動要支援者名簿を作成するように義務化され、救助をする自主防災組織は、民生委員の方などの支援機関に事前提供ができるようになりましたが、本町の取り組みの現況はどのようになっているのかお伺いいたします。

2点目は、具体的な質問になりますが、改正災対法に基づいて本町が作成する避難行動要支援者名簿作成のための対象者及び情報を共有して避難支援する同名簿の提供先をどのよ

うに検討しているのかお伺いたします。

続いて、3項目めは、避難所におけるお湯の確保についてお伺いたします。避難所となる体育館などに紙コップ式の自動販売機の設置をした場合、災害時に自動販売機のコーヒーやジュースなど無料提供が受けられ、さらに赤ちゃんのミルク用のお湯の提供も無償で受けられるサービスがあります。この自動販売機業者と災害協定を結んで、紙コップ式の自動販売機を設置してもよいのではないかと思います。ご見解をお伺いたします。

以上で1回目のご質問を終わります。

○議長（倉持 功君） 最初に、北朝鮮の弾道ミサイル脅威についての質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長 佐藤友久君登壇〕

○総務部長（佐藤友久君） 改めまして、おはようございます。それでは、櫻井議員の1項目め、北朝鮮の弾道ミサイル脅威についての弾道ミサイルが発射された場合に備えて、本町はどのような体制を整備し、町民の安全を守るのかとのご質問にお答えいたします。

弾道ミサイル攻撃などの武力攻撃事態や大規模テロなどの緊急対処事態が発生した場合には、国民保護法に基づき、国や県、防災機関と連携し、住民の避難、救援、警戒区域の設定などを実施することとなっております。

住民への周知方法といたしましては、Jアラート全国瞬時警報システムを活用し、防災行政無線を通して、音声により伝達するシステムが当町においても整備されており、住民に対しての訓練として、平成26年から毎年11月に全国一斉情報伝達訓練を行い、ことしも11月に実施する予定となっております。さらに、町のホームページを活用し、弾道ミサイルが落下する可能性がある場合の行動及び対応QアンドAについて掲載し、周知を図っているところでございます。

このような中、8月29日午前5時58分ごろ、北朝鮮から日本海に向け、弾道ミサイルが発射され、北海道上空を通過し、襟裳岬の東約1,180キロメートルの太平洋に落下しました。当町でもJアラート全国瞬時警報システムを通して、午前6時2分発射、6時14分通過の情報が町民に伝達され、防災担当者も正常に伝達されたことを確認し、県や関係機関に報告を行うとともに、情報収集に努めてまいりました。

今後におきましても、国や県、防災関係基本と連携し、情勢の推移を踏まえながら、住民に対する対応マニュアルの作成や配布等を行うとともに、10月1日には、境地区行政区を対象とした防災訓練、水害を想定した広域避難訓練を実施することになっており、その中でも弾道ミサイルを想定した対応、訓練も行っていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

櫻井実君。

○5番（櫻井 実君） ご答弁ありがとうございます。国民保護法に基づきまして、国民の

生命、財産を守らなくてはならないのですが、市町村におきましては、国民保護計画の作成とか警報の伝達あるいは避難民の誘導、こういったものが業務になるかと思えます。

そこで、私が今回のJアラートのことでちょっと感じたことなのですが、Jアラートに限らず、屋外スピーカーが何か言っているなということしか聞こえない場合があるのですけれども、もっと音量を上げるとか、あるいはスピーカーのない地域についてはもっとスピーカーをつける、そういった対策をとって、町民全体が、今何が起きているのだということがわからないと、この対策は重要ではないかと思えますので、その辺について、スピーカーの増設とか、そういった対策についてできるのかどうか、検討されているのかどうかお願いいたします。

○議長（倉持 功君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、橋本正裕君。

○町長（橋本正裕君） それでは、櫻井議員さんのご質問にお答えします。

Jアラートとは別に、やはり関東・東北豪雨を境町は経験をしておりまして、新潟県の三条市に研修に行った際にも、やはり外にあるラッパ型のものが、非常に効果があったという話がありました。それは、はっきり聞こえるという意味ではなくて、聞こえなくても、何か言っているなど、何か起きているなというのがわかるなということでありましたので、町としては、ない地域にはやはり復活させて、増設をしたいなというふうには考えておりますので、まだ具体的な予算化まではいっておりませんが、早急にそういったことはやっていきたいということで何回か話をさせていただいておりますけれども、できれば今年度中にはそういったものを設置したいなというふうには思っていますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

櫻井実君。

○5番（櫻井 実君） 答弁ありがとうございます。スピーカー等についてはわかりましたので、次の質問に移らせていただきます。

私たちの町は農業の町ですから、町長が言われたように屋外で作業をしている方が多分多いと思うのです。朝発生するとは限りませんし、日中発生する場合もあるわけですから、農作業中にそういうことがあった場合にはどうするか。そういった声がちょっとでも聞こえれば、町等に確認する、そういったことが必要だということは承知いたしました。

それに基づいて、ではどういった措置をするのかということが一番大切なのだと思います。数分間でミサイルが通過していってしまう、しかしどこに落ちるかわからない。結果的において、何だ、空っぽのミサイルではなかったかと。核弾頭はついていなかったのではないですか。核兵器はついていなかったのではないか、あるいは生物兵器だとかサリンとかがついているミサイルではなかったらどうかというのは結果的にわかるものであって、発射された直後はわからないわけですから、万全の態勢を町民はとらなくてはならないのだと思うのです。

では、そのためにはどうするか。私は、マニュアルとかをつくって町民の方に配布するとか。堅牢な建物のところに避難するとか、そういった国からの定めがありますけれども、私たちの町にはそういった大きなコンクリートの建物は、学校とか役場とかしか大きなところはないわけですから、そういうない場合で、農作業をしている人はどこに、どんな姿勢をとったらいいのだということを周知徹底させる必要が私はあると思うのですが、この対策についてどのように考えているかお伺いいたします。

○議長（倉持 功君） 参事兼防災安全課長。

○参事兼防災安全課長（野村静喜君） 櫻井議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

周知方法であります。先ほども申し上げましたように、数分間という短い時間での対応ですので、やはり強固な建物があればいいのですが、そういう現状でもありません。例えばこれは地震と同じような対応になるかと思うのですが、建物であれば、中にいれば、ガラスの窓から逃げて、頭を覆うような体勢をとるとか、また外にいる場合、何もない場合には、やはり身を伏せて頭を守るというようなことで国のほうからも現在示されておりますが、現状において、そのような対策を住民の方に周知をしまして、住民の方にご理解をいただくということだというふうに考えておりますので、あらゆる方法を使いながら、住民の皆様に周知、またお願いをしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

櫻井実君。

○5番（櫻井 実君） そういったいろんな手段を使って、マニュアルとかをつくられて、それぞれの町民の方が自己防衛策をとれるような、そんな指導を徹底させていただきたいと思っております。

では、今回は早朝だったということで、多くのお子さんはまだ自宅におられた状況だと思うのですが、学校側、授業中であつた場合、学校としてはこのような時間帯にミサイルが発射された場合、どのような対策をとるように指導されているのかちょっとお伺いいたします。

○議長（倉持 功君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（増田雅一君） それでは、櫻井議員さんの再質問にお答えをしたいと思います。

学校におきましては、過日8月31日付で、内閣官房の国民保護法ポータルサイトを参考にいたしました、弾道ミサイル飛来に伴う学校の対応についてという文書が来ております。早速学校に連絡するとともに、全保護者宅にこのペーパーを配布するように指示をしたところでございます。

このペーパーでは、事前、それから発生時、事後というような観点で、一例を申し上げますと、一番危険である在校時、学校が授業中なんかの場合に、屋外にいる場合、屋内にいる場

合というように事細かく指導されるようになっております。また、過日9月1日が防災の日であったことから、それを、弾道ミサイルというわけではございませんけれども、避難訓練も随時実施しているというようなところがございますので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

櫻井実君。

○5番（櫻井 実君） 最後で、これは質問ではございませんけれども、ちょっと事例を紹介しますと、3.11の福島原発がございましたけれども、このとき事故現場の風下のほうに避難指示を出してしまった、どこの市町村かわかりませんが、原発で放射能が風で流れてくる、そちらの方向に避難指示を出してしまったというような記事がありました。こういった場合には、その兵器の種類によってまた変わってくるわけですが、どちらのほうに避難させたらいいのかというふうなことは、日ごろから考えていないと、あるいはまた訓練をしていないとできないことだと思います。私の持論は、訓練でできないことは本番ではできない。これは、先ほどの町長の答弁で、10月1日にそういった防災訓練をやるということですが、こういったことを含めてぜひ町民の皆様に徹底させていただきたいと思っております。

以上で1項めの質問を終わります。

○議長（倉持 功君） これで北朝鮮の弾道ミサイル脅威についての質問を終わります。

次に、避難行動要支援者の避難行動支援についての質問に対する答弁を求めます。

福祉部長。

〔福祉部長 木村俊男君登壇〕

○福祉部長（木村俊男君） 皆さん、改めましておはようございます。それでは、櫻井議員の2項目め、避難行動要支援者の避難行動支援についての1点目、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組みの現況はどのようになっているのかとのお質問にお答えいたします。

災害対策基本法の規定で、災害時にみずから避難することが難しい高齢者や障害者などの方々の避難支援のために、氏名や住所、連絡先などを記載した名簿を作成することが市町村に義務づけられております。災害が発生したときに、円滑で迅速な避難支援の実施に結びつけるため、平常時から避難行動要支援者の名簿情報を避難支援関係者に提供、共有されている必要があります。

名簿情報を支援関係者に提供するためには、個人情報保護の観点から、あらかじめ提供の同意を対象者本人から得る必要があります。同意を得られた方の名簿情報について、避難支援関係者に事前提供することができます。現在名簿対象者の集約は完了し、今後速やかに当該名簿の対象者の同意を取得して、支援関係者に名簿を事前提供できるよう準備を進めておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

続きまして、第2点目、避難行動要支援者の名簿対象者及び同名簿の提供先機関はどのよ

うに検討されているのかとのご質問にお答えいたします。

名簿への登載対象者は、生活基盤が自宅にある在宅の方で、個人としての避難能力の有無に加え、避難支援の必要性を総合的に勘案して判断すると規定されています。名簿対象者の要件は、各自治体に任されており、境町では境町地域防災計画の定める要支援者の範囲として記載されております。その要件に合致される方が対象となります。

また、名簿の提供先機関についても境町地域防災計画に規定されています。取得性の高い個人情報が含まれるため、消防機関、警察署、民生委員・児童委員、自主防災組織、その他避難支援関係者に限り提供すると規定されておりますが、地域の実情を把握されている行政区長さんにも情報を提供できるような仕組みを考えてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

櫻井実君。

○5番（櫻井 実君） 答弁ありがとうございます。名簿作成が、まず集約が終わったというような状況ということでございますが、完成の時期といたしますか、名簿、そういった提供者への提供する時期については、どのような時期を考えておられるのでしょうか。また、先ほど対象計画にありますというふうなことでございましたけれども、名簿作成の対象者の要件あるいは名簿の記載事項について、もう少し具体的に答弁をお願いいたします。

○議長（倉持 功君） 福祉部長。

○福祉部長（木村俊男君） それでは、櫻井議員の再質問にお答えいたします。

要件といたしましては、要介護認定3から5を受けている方、それから身体障害者手帳1級、2級の交付を受けている方、療育手帳Aの交付を受けている方、精神障害者福祉手帳1級の交付を受けている方、75歳以上の高齢者のみで世帯を構成する方、またその各全号に準ずる状況にあり、災害時の支援が必要と認められている方が要件となります。

続きまして、各名簿の記載事項といたしまして、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援等を必要とする理由、それから全各号に掲げるもののほか、避難支援者等の実施に関し必要と認める事項でございます。

それから、期間ですが、名簿の運用時期につきましては、今年度中を目途に作成ということを進めておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

櫻井実君。

○5番（櫻井 実君） ありがとうございます。今年度中に作成するというところでよろしくお願いたします。

今の答弁の中で、名簿作成の対象者は各自治体に任されているというようなことがございましたが、先ほどの要件を聞いていますと、国の要件そのもので、全く町の現況というものが反映されていないのかなというような気がするのですが、私が個人的にぱっと考えるところでは、妊産婦の方とか幼児、こういった方も保護対象といたしますか、避難の対象、こ

ういったことに加えて、名簿作成の対象者、そういったことにはできないのかちょっとお伺いいたします。

○議長（倉持 功君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（木村俊男君） それでは、櫻井議員の再質問にお答えいたします。

災害対策基本法の中に入っておりますので、よろしくをお願いします。

〔何事か言う者あり〕

○福祉部長（木村俊男君） 失礼しました。災害対策基本法を基本に作成しましたので、よろしくをお願いします。

○議長（倉持 功君） 補足で、町長、橋本正裕君。

○町長（橋本正裕君） それでは、櫻井議員さんの補足でお答えをさせていただきますけれども、今災対法を基本に要件をつくったということでありますので、先ほど櫻井議員さんがおっしゃったような、例えば妊婦とか幼児とか、ほかの自治体でそういったものをつくったのに入っているのかどうか、ちょっとそれを調べさせていただきたいというふうに思っております。もしそういったことでほかも入っているのであれば、検討してまいりたいと思っておりますけれども、基本は、まずは災対法をもとにやっていきたいというふうには思っておりますので、ご理解のほどお願いしたいというふうに思っています。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

櫻井実君。

○5番（櫻井 実君） 先ほど答弁いただきましたけれども、各自治体でその要件は決めることができるのだと。私は、よその自治体が妊婦とか幼児を入れているから入れる入れないではなくて、災害があったときに、本当にこの人を支援して避難させなくてはならない、そういった方を私は把握して名簿をつくるべきだと思いますので、余りほかの自治体というのは考える必要もないのかなと。うちの町としてどう考えるかと。要件のそのほか支援を必要と認められる場合という中に含まれるのでしょうか、それを私は具体的にやらないと、同意書の発送をこれからするわけですから、そういったものは、この人は出す出さない、そういったことがありますので、それをはっきりさせてもらったほうがいいのかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（倉持 功君） 町長、橋本正裕君。

○町長（橋本正裕君） お答えをさせていただきますが、多分いろいろな事例はあるでしょう。例えば妊婦の方が九州北部豪雨のときにも巻き込まれてお亡くなりになったとか、いろんな要因があると思いますけれども、今現段階として課題となっているのは、やはり独居老人の方であったりとか、そういった方がどうやってでは知るか、そしてどうやって避難をさせるか、そういったことが今やはり一番重要となっている部分なのかなというふうには実は思っております。

ですので、やっぱりまずそのときの個人情報です。個人情報を出す出さない、そういった

ところが今課題になっているものですから、僕はやみくもに広げて行って、あそこに幼児がいる、ここに妊婦がいるということよりは、まずきっちりとしたものをつくらせていただいて、まずお知らせした中で、例えばではこういうのも要るのではないか、ああいうのも要るのではないか、それも入れたらいいのではないかという、住民の意見を聞きながら改善していくほうがいいのではないのかなというふうに逆に僕は思います。

例えば幼児を入れるかといったときに、幼児、どうなの。うちの場合にも幼児はいますけれども、幼児を名簿に載せるよりは、やっぱり本当に一人で避難できない方とか、そういった方々を。やっぱり同居されている方とは限らないし、働いている、預けていたりとかいろいろあると思いますけれども、助けてもらえない人が一番僕はポイントになるのではないかなと、普通に考えて。

助けてもらえない人、そして一人では歩けない人、ゼロ歳ではそれは無理かもしれないですけれども、やっぱりそういった部分をまずしっかりつくって改善をしていけばいい話なので、最初に窓口広げてしまって、名簿がどんと広がってしまって、例えば地元にしたときに、こんなにいっぱいいてどうしよう、この人たちに誰が伝達してというふうになるよりは、やはり優先順位を決めてしっかりやるべきかなと思いますし、妊婦さんはちょっと、やっぱり一人で逃げられない部分はあると思うのですけれども、実際に10カ月の間でありますので、名簿が変動するところをどう改善するか、そういったところまで考えていかないと。ただやみくもに入ればいいのだという話ではないのかなと思って。

最初に骨子をつくってから、いろいろ考えていきたいという話をしているので、やらないと言っているわけではないので、もう少しおおらかに、幅を持ってご質問されると町としてはありがたいなというふうに思います。そうでないと、受ける側も大変だと思います。

町はつくるのは簡単です。全部つくってしまって、はい、お願いしますとやったときに、えっ、こんなにいっぱいいるのですかと、誰が伝達するのですかととなったときに大変なことになってしまう部分もあると思います。それは、やっぱり住民の方にやってもらうものですから。だから、やっぱりそれは、まず骨子をつくった中で、こういう人もいるのではないか、こういうこともあるのではないか、そういったことを地元の皆さん、行政区の皆さん、そういった皆さんと話し合う中で吸い上げていく課題なのではないかな。決めたら、それで終わりというわけではないですから、その辺もう少し幅を持っていただけると、町としてはありがたいのではないかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

櫻井実君。

○5番（櫻井 実君） 町長の言われることもごもつともだと思います。ただ、私は、来年の3月までにこの名簿をつくるのだと、それで間に合うのであれば、そういった方も入れたらどうかと、そう思っているわけです。

これの出番がなくなってしまったのですけれども、先ほど町長が言われたのは、年寄りの方、要介護者を救わなくてははいけないのだということで、これは東日本大震災の年齢別で亡

くなられた方なのですけれども、1万5,000人いるのです。このほかにも現在行方不明の方が2,500ぐらいいるのですけれども。検死の終わった方が対象なのですけれども、60歳以上、さっき町長が言われたように、60歳以上の方が東日本大震災の場合では66%の方が亡くなられたのです。消防署のデータなので、ゼロ歳から9歳というのがあったので、ではどうなのかなと聞いたのですけれども、データがないということで、幼児とか、あと妊婦の方ってわからないのですけれども、社会弱者といますか、救済しなくてはいけないような方、そういったものは、事前にわかっているものは、私は事前に入れておいてもいいのかなと思います。町長が言われたように、後から修正していくというような方法もあるでしょうけれども、今やらないとならないような方。

そしてまた、名簿の更新ですけれども、これは毎年やらなくては意味がないです。1回ぼっきりで終わりだと私は思っていませんし、そういう点、役場の方、担当者は大変だなと思いますけれども、町民の安全のためによりしくお願いしたいと思います。

続いてよろしいですか。

○議長（倉持 功君） はい。

○5番（櫻井 実君） 次は質問事項ではありませんけれども、名簿の内容なのですけれども、やはり先ほど言われたように、やってみて、それで改善するというふうな方法もあるでしょうけれども、ただ国から定められた名簿の内容だけでやるのではなくて、例えば私は、こういった高齢の方がおるわけですから、かかりつけの病院だとか病名、そういったこともここに記載しますよと、そういうことで同意を求める、そして名簿を作成する、そういったことも必要ではないかと思うのですけれども、そういうことも含めてちょっと検討していただきたいと思います。

次の質問でよろしいですか。

○議長（倉持 功君） 避難行動はよろしいですか。

○5番（櫻井 実君） いやいや、再質問のほうで。

○議長（倉持 功君） はい。

○5番（櫻井 実君） あと、先ほど自主防災組織のほかに、先ほど区長さんの情報提供者に入れる仕組み等を考えたいというような答弁がございました。やはり自主防災組織等が立ち上がっていけば、そういう方がやっていただけるのでしょうかけれども、まとめて。やっぱりない場合には、そういった行政区長さんをお願いしますよというふうなことになるかと思えます。

また、大きな災害になればボランティア活動とかも、当然これは必要になってきますし、たくさんの方が来られると思います。そういった方の支援をもって救助するような場合もあるのだと思うので、社会福祉協議会なども名簿の中に入れていただいて、必要なところを検討するのではなくて、明確にどこの団体、どこの機関、そこにこの名簿を配付します、そういうことを具体的にちゃんとした上でやれば、情報管理だとか個人情報だとかというふうなことも、そんなに問題にならないのだと思います。

そういった名簿を含めた管理について、またどのように考えているのかちょっとお伺いいたします。

○議長（倉持 功君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（木村俊男君） それでは、櫻井議員の再質問にお答えいたします。

近隣の市町村等の状況を調査した上で検討してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対する質問はございますか。

櫻井実君。

○5番（櫻井 実君） わかりました。近隣市町村というよりも、自分の町でどうするかという主体性を持ってやらないといけないのかなと思います。

では、次の質問に……

〔何事か言う者あり〕

○5番（櫻井 実君） 了解しました。よろしくお願ひいたします。

私は、ちゃんとそういった名簿の管理をすれば、何ら恐れることはないと思うのです。悪用されることもまたないと思います。民生委員の方とか自主防災組織の方は、それだけ責任を持っているわけですから、そういうところを期待して、私は事業は進めていくべきだと思います。

次の再質問ですが、これは同意をされない方についても、災害時には名簿を提供して救助するというような制度になっております。それで、そういった同意をされた方もたくさん多分出てくると思いますので、そういった方についての避難訓練ですか。同意をされていない方に避難訓練に出てこいと言ってもなかなか難しいと思いますので、出てこられた、名簿を登録されているような方、そういう方を対象とした避難訓練、そういったものを実施すべきだと思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（倉持 功君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

参事兼防災安全課長。

○参事兼防災安全課長（野村静喜君） 櫻井議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

要支援者の防災訓練ということでお話をいただきました。10月1日に境地区の防災訓練を実施するという予定で現在計画をしているところです。その中で、実行委員会等で協議した結果、実践的な避難行動につなげるということで、今回につきましては各行政区の要支援者にご協力をいただける方については、区長さんを通して、役員さんの協力を得ながら避難行動訓練に実施をしていただくというようなところで検討しているところでございますので、そうした訓練を重ねながら、今後どのような対策をしていいかということも含めまして検討していきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

櫻井実君。

○5番（櫻井 実君） ありがとうございます。やはり訓練をやらないと、課長が言われたように、何が問題点があるのかというのがわからないので、ぜひこういった訓練は前向きにやっていただきたいと思います。

ちょっとここで1つ事例を紹介したいのですが、昨年暮れに新潟県の糸魚川で住宅火災がありました。10月の20日ごろ、暮れだったと思うのですが、147軒ぐらいが飛び火とかフェーン現象によって火災で焼けました。この地域の住民の方の高齢者率というのは40か60ですごく高いのですが、一人も犠牲者がいなかったということで、ラジオ放送でその地域の区長さんが出て話されていたのですが、どうしてそういった犠牲者が出なかったと聞いたら、やっぱり日ごろからの地域住民とのコミュニケーションをとっていたと。それと、年に1回必ず避難訓練をやっていたと、そういうことがこの犠牲者ゼロにつながったのではないかと、この糸魚川の区長さんは話されておりました。私も全くそのとおりでと思いますので、こういった訓練については惜しみなくどんどんやっていくべきだと思います。そして、犠牲者ゼロの体制を早急に確立していただきたいと要望して、私の2項めの質問を終わります。

○議長（倉持 功君） これで避難行動要支援者の避難行動支援についての質問を終わります。

次に、避難所等のお湯等の確保についての質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長 佐藤友久君登壇〕

○総務部長（佐藤友久君） それでは、櫻井議員の3項目め、避難所等のお湯等の確保についての避難時に有効性の高い紙コップ式の自動販売機の設置について、業者と災害協定の締結を検討すべきと思うが、どのように考えているのかとのお質問にお答えいたします。

当町の避難所としては、各小中学校を含め12カ所を指定しておりますが、文化村公民館や体育館等におきましては自動販売機が設置されており、災害対策本部となる役場庁舎内には、災害協定を結んでおります自動販売機も設置されており、災害時には無料で利用ができるようになっております。

議員ご指摘の紙コップ式の自動販売機は、東日本大震災時、復興支援自動販売機の経験及び教訓から、協定締結により、災害時に無償提供されるほか、お湯、水の提供が可能となり、粉ミルク、薬の服用、アルファ米用として利用され、さきの関東・東北豪雨災害時にも、常総市の被災民を受け入れたつくばみらい市においても、その有効性が確認されております。

しかしながら、反面、高温多湿、糖類が豊富で、清掃の行き届かない販売機内における気密性のない紙コップに対する衛生面の悪さが指摘されていることも事実であります。ある機関によりますと、利用度の低い紙コップ式自動販売機内に、ゴキブリ、ハエ等が数十匹単位で確認され、害虫の巣窟となっているとの調査結果もあることから、有効性のみならず衛生面からも検討しましたところ、災害時に使用できる湯沸かしポットや湯沸かしセットな

ど、固形燃料や携帯ガス、発熱剤等を使用し、停電時も使用できるものが利用されておることから、これらを含め今後検討していきたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

櫻井実君。

○5番（櫻井 実君） 今の答弁を聞いていますと、紙コップ式の自動販売機は不衛生で、こういうものを日本の国内に置いておいていいのかなというような感じを受けてしまいますが、全てがそういうわけではないかと思えます。本当にほかの被災地も、先ほど、つくばみらい市とかで常総市の方が避難されたときに、こういったことで大変喜ばれたような事例もあります。また、広島の実害の際も、小学校に設置して7,200杯無償配布したというようなこともあります。また、災害協定を結ぶ中で、トイレトペーパーの提供だとか紙コップの提供、こういったものの提供も受けられるということで、全てが不衛生だというわけではないかと思えます。水と電気さえあればできるということなので、金のたくさんある自治体はそれでいいでしょうけれども、ないところはこういったものを利用する、そういったことも必要ではないかと思えます。

また、その自動販売機は、瓶とか缶とかというのは水がないわけです。この紙コップ式のすぐれたところというのは、お湯だけがくめるということです。災害時に赤ちゃんなんかのミルクとか、こういったものがつくれる。先ほど答弁がございましたけれども、アルファ米とかそういった御飯も炊けると。そういうことを考えれば、衛生面をクリアできれば、こういったことも検討することは十分必要なのかなと思えます。

○議長（倉持 功君） 町長、橋本正裕君。

○町長（橋本正裕君） それでは、櫻井議員さんのご質問にお答えします。

多分今発展途上なのかなというふうに思っていて、紙コップについて、つくばみらいの例をちょっと調べさせていただいたのですけれども、実は喜ばれたのは喜ばれたのです。1日に多い日は700杯、少ない日でも300杯ぐらい出ているので。ですが、出た割合からいくと、コーヒーが32%、ココアが32%、コーンのドリンクが32%で、実は水は16%だったと。その16%の水とお湯の利用の中で、そのまま飲むという方が36%、薬の服用に利用された方が9%、利用なしが55%ということで、多分お湯の量なんかは、何回もやればいいのでしょうけれども、例えばカップラーメンをやるのには足りないの、あれを何とかしてほしいという要望がそのベンダーに行っていたりとか、いろいろあるものですから、多分さっきの衛生面というのは、受けていけば問題はない部分であるし、紙コップが逆に使えるという部分ではいい部分ではあると思うのですけれども、もう少し多分研究調査が必要なのかなというふうに思っています。

逆に町としては、自動販売機会社さんと全部災害協定をしてあって、実際に災害のときには全部ドリンクを無料で、水から何から全て無料で使わせていただくように何千本とか協定しております。ですので、足りないのは、さっき言った水とお湯の部分なのかなと思っ

ているので、今回小学校区に防災倉庫なんかもつくりましたし、坂東総合高校と防災協定などもしていますので、そういったところに、やっぱりお湯を沸かす、そういう道具を配置したほうが、まずはいいのかななんて思っております。

実際に公共施設、紙コップ式の自動販売機が何個あるのか今ちょっと調べさせたら、町全体で今3つだそうであります。役場に2つと道の駅の外に1つということなので、多分やっぱり売り上げからいくと、紙コップのほうがそんなに売れなくて、多分入れかえとかが大変なので、缶とかになってしまっているのかなという部分もあると思いますので、茨城県内では龍ヶ崎市が2012年にこの紙コップの協定をやっておりますので、もう少し調査研究をしながら考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、なお先ほどの妊婦とか幼児の件ですね、それにつきましては、あとは外国人なんかも入ると思うのです。ですので、そういったことも、町としては研究はしていきたいというふうには思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（倉持 功君） 時間が過ぎておりますが、よろしいですか。

〔「結構です」と言う者あり〕

○議長（倉持 功君） これで櫻井実君の一般質問を終わります。